

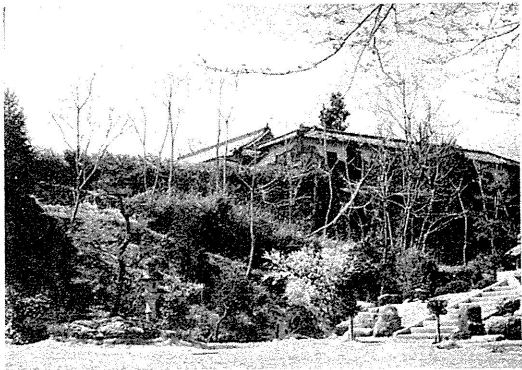
一九七二年三月

# 高木家文書調查報告 I

名古屋大学附属図書館高木家文書調査室



高木家屋敷門（上石津町多良）



高木家居館

目

次

まえがき

I 高木家文書

(付) 高木家文書参考資料と研究論文・史料

II 調査室の発足と運営

(付) 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室規程

III 分類・整理

1 分類項目

2 分類整理の方法

IV 整理済み文書の概要

1 文書整理の進展状況

2 解題

## まえがき

高木家文書がはじめて本学附属図書館に収蔵されてから二十数年、さらに買いつがれて現在の規模になつてから一六年を経た。その間、幾度か整理が試みられ、それなりに成果を上げてきたが、各方面の期待に応え、一般に公開するに足るだけの系統的な分類・整理には程遠いものであった。しかし、今度いよいよ高木家文書調査室による本格的な整理が開始される運びとなった。

高木家文書調査室は五カ年間に全史料の整理を終える計画を立て、すでにその第一年度が過ぎ去ろうとしている。この間に整理した史料は九〇〇〇点になんなんとする。この調査報告書は各年度につき一万点前後にも上るであろう史料の整理状況を、逐年、概括報告し、重要史料について仮の解題をするものであり、将来の目録刊行の準備作業としての意義をもつものである。

この報告書は主として西田眞樹室員によって作成された。とくにⅡは専らその執筆にかかるものである。

一九七二年三月

高木家文書調査室運営委員会

## I 高木家文書

高木家は、もと美濃駒野・今尾地方の豪族で、のち徳川家康の麾下となり、慶長六（一六〇一）年に牧田川の上流、鈴鹿・養老の両山脈の間に位置する石津郡時・多良二三カ村（現養老郡上石津町）に四三〇〇石を与えられ、西・東・北の三家で交代寄合の格式をもつ旗本であった。

その先祖は、大和を出て、伊勢からこの美濃石津郡内に移動してきたと伝えられるが、戦国争乱期においては、はじめ斎藤道三に属し、その滅亡後は、織田信長に従ったといわれている。高木貞久の時代には、永禄一〇（一五六七）年信長に本領安堵され、駒野・今尾の地方を根拠としていたが、その子貞利は、織田信雄が豊臣秀吉に抗して秋田に配されたため、一族とともに流浪して甲斐の加藤光泰に身を寄せた。光泰の死後は、家康に仕え、上総に所領を受け、関ヶ原役の功によって、やがて美濃石津郡内の時・多良の両郷に、貞利（西家）は二三〇〇石、弟の貞友（東家）および貞俊（北家）はそれぞれ一〇〇〇石を与えられた。三家はいずれも多良郷宮村に居館を設けたが、遺構によればあたかも城廓を彷彿とさせる立派な構えで、この地に臨んだ高木氏の往時の風貌をしのばせるのに十分なものがある。

高木家がこの地に転ぜられたのは、山間要害の地方が一揆の拠点になることを防ぐとともに、関ヶ原から伊勢路への交通を監視する重大な使命を担わせられたものと思われる。さらに三家は、寛永年間以降幕府の命を受けて、美濃における木曾・長良・揖斐の三大河川を中心とした困役普請のたびに普請奉行をつとめ、

宝永二（一七〇五）年以降は水行奉行として年番交代で、主として美濃国内諸河川の河道維持とともに治水工事監督を特別の職掌としていた。

この三家のうち、東および北の両分家はすでに明治初年に没落し、本家である西家一家のみが辛うじて存続するという状態であったが、とくに敗戦後の社会的・経済的変動期に際会して、家蔵の文書記録類も保持するにたえない状況に立ちいたったのである。

## 2

一九四九年度には当時本学の中村栄孝文学部教授のはからいで、大垣市中島俊司氏保管のもとにあった治水関係の文書記録類をはじめとして、すでに市場に流出していた西家襲蔵の儀礼文書・領内村方文書の類をも購入し、それらはともに本学附属図書館に収蔵された。またその後は、同家のその他の多数の文書記録類が未整理のまま、市場に売却されていることが明らかになるにおよんで、一九五五年度再びこれらの貴重な史料を購入し、本学に併せ収蔵することができた。これらの史料は、さきに購入した治水関係・領内村方関係等のものとは、まさに密接不可分の関連をもつものであり、その不備を補い、全貌を明らかにするとともに多く、本学では前後一括して保存しえたこの西家旧蔵文書を、「美濃高木家古文書」（以下「高木家文書」という）と呼称している。

旗本は原則として江戸に常住する義務があり、知行地は代官・用人らに支配をまかせるほかなかったため、その所領とは無関係にその文書記録類が永蔵されていたが、幕末維新変革期に没落したため、このような史料の多くは、早く散逸してその残存度はきわめてすくない。幸い、高木家の場合は、知行地であるこの地に終始在りし、所領支配を行った交代寄合であったため、よく保存され、その後東家の分は海津町森川家に、北家の分は蓬左文庫に、西家の分は一部は揖斐川町市田家にそれぞれ分散所蔵されているが、前述したように西家分の大部分は本学に一括購入されており、質・量ともに他のものに比して一段とすぐれていてその存在意義は大きい。

高木家文書はその量約五〇〇〇点（推定）におよび、学会では濃尾治水史料の宝庫として知られているが、江戸時代全期間を通じて、その様相を知りうる旗本領主制に関する貴重な史料群としても注目してよからう。ことに高木家のもつ特別の職掌上、有名な宝暦治水をはじめとして、治水関係の貴重史料がまことに多く、これらの関係史料は、全体の約五分一を占めている。また、そのほかの史料群は、旗本としての家政、所領支配に関するものや、多くの書翰等によって占められているが、それらは、高木家の出自及び家系を明らかにし、旗本としての同家の特殊な性格を知り、所領の支配、財政経済の基盤を解明し得るものとしてその評価も高い。さらに領主側の史料と農村史料とが分離して残存しているのが一般的であるのに、この文書の場合、両者は未分離のままの状態で、村方関係のものがかなり含まれていることは、その著しい特徴とされよう。

一九三四（昭和九）年四月黒板勝美博士等の藤原宮址調査を事業の中心とする古文化研究機関設立の計画がやがて実って、日本古文化研究所が誕生した。この研究所に取り上げられた調査研究事業は、藤原宮址の調査のほか二二項目におよぶが、そのうち「岐阜県西高木家文書の調査」がその事業の一つに挙げられた。同家に貴重な近世治水関係の文書記録類が多数所蔵されていることが学界の注目の的となり、研究所は調査対象としてこれを認めた。ところで西家所蔵の文書の整理は、一九三三年以来大垣市中島俊司氏の手許においてむしろ独力の形で行われていたが、すでに黒板博士はこの文書に着目し、東京帝国大学国史学科研究室学生をしてその整理に参加させ、とくにこの研究所においては、一九三五年度および一九三六年度の両年度この調査をその事業に加えて積極的にこれを支援した。その結果、既往分も含めて治水関係文書一〇九六二点の目録（本館所蔵）採録が行われたが、それも整理利用の段階にはいたっていない。

しかしその後、これらの文書記録類を含めて同家所蔵の史料が、本学に収蔵されるにいたり、一日も早く公開利用できるようにすることが急務となり、本学では一九六二年度および一九六三年度の両年度にわたって、中村栄孝文学部教授のもとで、治水関係史料約二〇〇〇点の整理を終了した（カードは本館所蔵）がその他大半のものは、遺憾ながら未整理のまま放置の状態に置かれてきた。

その後一九六八年にいたって、本学教養部の伊藤忠士助教授が中心となって学生を指導しながら、治水関係史料以外の史料の分類整理が行われた。その成果は『西高木家文書目録（その一）』となり、これによって一応、高木家文書の質的・量的概要をつかむことが可能となったが、多忙な研究・教育時間をさいての整理であ

る関係上、不充分であることをまぬがれなかった。

そして一九七一年四月より、大学の事業として高木家文書調査室を設置し、予算の裏付けと定員配置を實現し、運営委員会のもと、五カ年計画で、調査・整理が開始されたのである。

#### 参考資料

- 一、『美濃高木家所蔵古文書』（本学作成、手書き騰写印刷）
- 二、『美濃高木家所蔵古文書目録』（右に同じ）
- 三、岐阜県編『岐阜県史』
- 四、同編『岐阜県治水史』・同編『岐阜県治水史稿本』
- 五、和田軍一『日本古文化研究所』（一九五三年二月黒板博士記念会編『古文化の保存と研究』）
- 六、中島俊司『高木文書の整理』（右に同じ）
- 七、伊藤忠士『再調査始った西高木家文書』（一九六九年三月七日付『中日新聞』朝刊）

#### 研究論文・史料

- 一、日置弥三郎『交代寄合衆について——特に西高木家——』（一九六〇年九月『史林』四三巻五号）
- 二、原昭午『一八世紀初頭美濃における治水問題』（一九六二年五月『地方史研究』五六・五七号）
- 三、原昭午『近世美濃における在地領主の家臣団形成について——交代寄合高木氏の奉公人——』

（一九六二年七月『土地制度史学』一六号）

四、原昭午『近世美濃における國役普請について』（一九六五年七月『歴史学研究』三〇二号）

五、丸山幸太郎『近世美濃の治水制度——普請費負担形態について——』（一九六九年三月『岐阜史学』

五五号）

六、伊藤忠士『弘化二年美濃国多良九カ村一揆史料（1）（3）』

（一九七〇年三月～七二年三月『名古屋大学教養部紀要』一四輯～一六輯）

## Ⅱ 調査室の発足と運営

高木家文書調査室の発足にいたるまでに、一九七〇年六月二六日を第一回として、翌年の二月二三日までに都合七回の打合せ会がもたれた。この打合せ会は従来集たまれなかった高木家文書の体系的整理を實現するためのものであった。当初、その整理は全学施設としての古文書センターの業務として位置づけられ、將來は名大史料センターを設置する構想が立てられた。しかし検討していく過程で、高木家文書の学問上の重要性から、各方面からの期待も大きいだけに、一日も早く整理・公開することが急務とされ、当面、機構的にも高木家文書の整理に絞って、計画実現を急ぐこととした。ここに高木家文書調査室の計画が具体化したのである。

一九七一年三月二五日をもって高木家文書調査室は発足した。調査室は五カ年内に高木家文書を調査・整理し、閲覧に供するための業務を基本的任務としている。一九七一年度の運営委員及び調査室員・同補助員

は次の通りである。

文学部助教授	網野善彦
同	三鬼清一郎(小委員)
教育学部教授	結城陸郎
法学部教授	平松義郎(小委員会委員長)
経済学部教授	塩沢君夫(委員長・室長)
連学部教授	樋口敬二
医学部教授	杉山証一
工学部助教授	島田静雄(小委員)
農学部助教授	片岡順
教養部助教授	伊藤忠士(小委員)

室員	西田眞樹(五月一日付)
補助員	戸部裕子(六月二日～七月三日)
同	岸本知子(六月二三日付)
同	神谷友子(六月二四日付)
同	羽鳥百合子(九月一四日付)

運営委員会は五月一日付で室員を採用し、併せて事業計画・分類項目・作業内容の検討を終え(五月一日)小委員会・六月一日小委員会・六月二九日運営委員会)、六月に入り予算も確定し、三名の補助員を採用して、実質的な作業に入った。

運営委員会での確認事項として、整理中の史料公開については、委員会で検討のうえ、条件付公開が可能とされていたが、それにより、名大で誦権された第一九回法制史学会研究大会を機に、高木家文書と眞継家文書(文学部所蔵)の展示会(一〇月一五・一六日)を催すことになった。短期間ではあったが、五〇名余(学会参加者二〇名・学内者一八名・学外者三名ほか)の参加をえた。高木家文書のはじめての一般公開の意義は大きかった。このときの展示史料は次の通りである。

展示史料目録(高木家文書)

一、濃州石津郡内多良村御繩打水帳	慶長一四年九月	七冊
(うち 奉公人衆水帳)	慶長一五年九月一冊	
二、時多良家付覧	元和九年九月	一冊
三、宗門御改并五人組帳(時郷)	明和九年三月	一冊
四、村々御勘定目録(時郷)	安永五年一二月	四冊
五、(イ) 御公義より出候御書付留帳	正徳三年一〇月	一冊
(ロ) 御触書之写帳	享保七年正月	一冊



- (ハ) 御融書写留帳 享保一一年六月 一冊
- (ニ) 定 (キリシタン禁制高札) 天和二年五月 一枚
- 六、(イ) 乍恐以書付奉願上候 (一談訴状) (弘化二年) 七月 一通
- (ロ) 日記 (一僕について役人手控) 弘化二年七月 一冊
- (ハ) (御仕置之次第) (弘化二年) 二月 一冊
- 七、御家中士帳并御役付 寛政一二年閏四月 一冊
- 八、(イ) 御軍役人数之覚 (写) 慶安二年一〇月 一冊
- (ロ) 御軍役御極 (写) 寛政七年八月 一冊
- (ハ) 御軍役之次第 年月不詳 一冊
- 九、(イ) 蒼海記 宝曆四年二月より 一四冊
- (ロ) 澁州川通村々取払傍示杭手形帳 宝永元年一二月 一冊
- (ハ) 三大川流域大絵図 宝曆四年以前 一枚
- 一〇、日記 天保三年正月より 三冊
- 一一、御借財仕訳帳 弘化二年八月 一冊
- 一二、水野越前守忠邦よりの書状 (天保八年) 四月 一通

\*

\*

\*

### 名古屋大学附属図書館高木家文書調査室規程

(總 旨)

第一条 名古屋大学附属図書館 (以下「附属図書館」という。) に、附属図書館の保管する美濃高木家の古文書 (以下「高木家文書」という。) を調査、整理し、閲覧に供するための業務を行なうことを目的として、名古屋大学附属図書館高木家文書調査室 (以下「高木家文書調査室」という。) を置く。

(運営委員会)

第二条 高木家文書調査室の運営に關する重要事項を審議するため、附属図書館に、高木家文書調査室運営

委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。

(運営委員会の組織)

第三条 運営委員会は、各学部及び教養部の教官各一名の委員をもって組織する。ただし、文学部の委員は、原則として二名とする。

2 委員は図書館長が委嘱し、その任期は一年とする、ただし再任を妨げない。

3 運営委員会に委員長を置き、委員の互選による。

4 委員長の任期は一年とし、再任を妨げない。

(運営委員会の会議)

第四条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

この会議は、委員の過半数の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、高木家文書調査室の室員の選考にあたっては、委員 (この場合、文学部の委員は一名とする。) の三分の二以

上の賛成を得なければならない。

(業務報告書等の提出)

第五條 委員長は、毎年度末に、当該年度の高木家文書調査室の業務報告書及び次年度の業務計画書を、運営委員会の議を経て、図書館長に提出しなければならない。

(図書館長等の出席)

第六條 図書館長は、運営委員会の会議に出席することができる。

2 附属図書館の事務部長、整理課長及び閲覧課長は、運営委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(運営委員会に関する細則)

第七條 運営委員会について、必要な事項は、運営委員会の議を経て、図書館長が定める。

(職員)

第八條 高木家文書調査室の業務を行なうため、室長及び室員一名を置く。

2 室長は、運営委員会の委員長をもってあてる。

3 室員は、高木家文書調査室の業務を行なううえに必要な知識を有する本学職員をもってあて、その任期は二年とする。

4 室員は、当該職員の所属する部長の了承を得て、運営委員会の議を経て、図書館長が選考する。

(室長の職務)

第九條 室長は、図書館長の監督の下に、その職務を行なう。

(施行細則)

第十條 この規程を施行するために必要な事項は、商議員会の議を経て、学長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和四十六年三月二十五日から施行する。

2 この規程は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

### Ⅱ 分類・整理

#### 1 分類項目

大項目	中項目	小項目
A 領地	1 知行地	(1) 土地台帳 (2) 高 渡 (3) その他 (3) 宗門改帳 (1) 人別改 (3) 宗門一札 (5) 五人組 (7) 奉公人 (9) その他
	2 戸口	(2) 宗門改帳 (4) 人数増減 (6) 送り状 (8) 縁組願書
	3 林	
	4 寺	
	5 村	
	6 村	
	絵	
	野 社 況 図	

F					E					
家					治					
政					水					
5	4	3	2	1	4	3	2	1	3	2
交	書	日	家	系	宝	水	巡	役	軍	参
際	状	記	督	譜	水	論	見	儀	事	勤
(1)	(5)	(3)	(1)	(3)	(1)				(3)	(1)
贈答留	尾張藩家臣奉書	側用人奉書	大老奉書	台所方日記	御用日記				家	史
	(6)	(4)	(2)	(4)	(2)				(2)	
	本願寺門跡書状	若年寄奉書	老中奉書	その他の	留守居方日記				系	図
										(2)
										軍
										備

D		C										B		
勤		家										文		
役		臣										配		
1	4	3	2	1	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
幕	士	扶	分	起	救	災	一	山	訴	願	法	諸	年	
													限	請
														村
府	帳	持	帳	文	濟	害	溪	論	訟	蓄	令	役	貢	
(1)												(1)	(3)	(1)
沙												幕	村	村
汰												法	役	政
書													人	成
														他
												(2)	(4)	(2)
												家	入	村
												法	会	入
														用
														金
														(2)
														年
														貢
														関
														係
														願
														書

I	H	G								
雜	維新・明治	財政								
3	2	1	2	1	11	10	9	8	7	6
学	経国	借収	借収	借収	仏	吉	学	書	家	規
事	営	事	財	支	事	事	芸	籍	作	式
	(3)	(1)	(1)	(1)					(3)	(1)
	その他	農	借財仕訳帳	在所					調度品	多良屋敷
		(2)	(2)	(2)					(4)	(2)
		日記	証文	江戸					屋敷図	江戸屋敷

付 青木家文書（美濃函厚見郡日置江村）  
 A 戸口  
 B 土地  
 C 年貢・諸役  
 D 法令  
 E 村政  
 F 産業  
 G 金融  
 H 寺社  
 I その他

各項目の内容

A 領地：狭義の支配地という意味だけでなく、支配の対象となるものをここに分類配列する。  
 知行地——土地関係文書。ここに「高帳」を含むのは、それが知行高目録の意味を帯びているからである。

村況——一般の村方文書で「村明細帳」「村鑑」のような、村の概況を示す文書。

B 支配

年貢・諸役——収奪関係を示すものをここに分類し、後の財政に分類される、単なる財源とは区別

する。

村——権力機構の末端である村において、人と人との關係が生み出す諸事象を示す文書。

願書——一定の要求をもって農民から領主に差出された文書。請書をも含む。原則として、各項目に分類されるべきであるが、史料的に「諸願書」と一括されている場合、一括性を尊重してここに配列する。

山論——山林原野に関する出入關係文書。

救済——救済という名目の年貢減免などは、ここに含まれない。

C 家臣：…高木家の家臣に関する文書。

起請文——家臣として取立てられたり、代替りなどにめいめいから提出された高木家に対しての誓詞。  
分限帳——役向きと給米の書上げ。

士帳——各年次における役向き・序列の書きあげと各花押が示されている。

扶持——給米の支給に関する文書。

D 勤役：…幕府に対する高木氏の奉公に関する文書

幕府——高木氏の江戸における勤仕關係文書と、それに関して出てくる「沙汰書」などの幕府關係文書。

参勤——参勤の発途及び道中陸路の記録。

軍事——軍役は幕府から役儀として公式に謀されたもの。軍備は軍役を全うするための種々の備

え。武術も広義には軍備に含まれるが、ここでは別項とする。武術は高木氏及び家臣の武芸鍛練關係文書。

E 治水：…本来はDに配列されるものであるが、質・量ともに高木家文書の特徴を示すものうちの

一つであるので大項目として独立させた。

役儀——治水に関して、高木家の役向き内容を示す文書。幕府・笠松代官所關係の文書。

巡見——高木家が水行奉行として、川通見廻りをする事によって成立する文書。

水論——水をめぐる農民間の論争に、高木家が関与することによって成立する文書

F 家政：…省略

G 財政：…省略

H 維新・明治：…幕末・維新期、およびそれ以降の文書。

國事——維新変革に関する文書。幕末期外庄に関する文書。  
郡長關係文書。

經營——高木家の明治以降の家政關係、とりわけ農業に関するもの。  
學事——学区取締關係文書。

雜：…分類不可能なもの。主として反古などの雜物。量としては最少限にくいとめる。

付 青木家文書

高木家文書購入の際、付随して購入された庄屋文書。通例の分類方法に従ってさらに中項目以下分類する。同家文書の一部は岐阜大学教育学部郷土博物館に所蔵されている。(同「庶民史料目録」(2)参照)

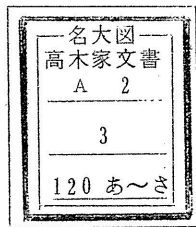
※各項目は必ずしも固定したものではなく、分類整理・作業の途中、あるいは最終段階での多少の変動はありうる。

※小項目については順次決めてゆく。

## 2 分類・整理の方法

整理の手順は次の通りである。前に記したように、全史料の概括的大分類は一九六八年の段階で済んでいるので、不十分なところを補いながらそれに従い、各史料群について分類・整理するのが第一段階である。この段階では小項目の設定と、それによる分類・整理(年代順配列・小項目内でのグループ分け)までが行われる。次に一点づつに付き、ラベル貼付と目録カード記入が行われる。

ここでラベル・目録カードの記入の仕方を例示しておこう。



上段には大項目記号(アルファベット)と中項目記号が入り、中段が小項目記号である。下段には整理番号が入る。函の場合の「あ〜き」は五十音順の「あ」から「き」で「一点の史料が一括されていることを示す。「120あ」「120き」が整理番号になるわけである。これは史料の現状を保存するという原則に拠っている。整理カードについても、一括のなかでの一点整理を貫き、一枚一枚とることとした。整理カードの記入は、標題は全て史料の標題に拠ることとし、標題の欠けているものに限ってその内容により「」を付けて記入した。さらに、年月日・作成・宛名・形態・原写等の別・点数を記入し、一枚の整理カードは完成する。

次にカードと同じ要領で整理用封筒又は整理用畳紙に記入し、袋入し、あるいは包み、それを整理箱に格納して、分類・整理は終了する。

## IV 整理済み文書の概要

1 文書整理の進展状況(一九七二年二月二十八日現在)

2 解 題

ここでは整理済みの文書から適宜抽出して若干の解説を付けるとともに、各項目の主な内容、その他について記述しておく。

(1) 土地台帳

この項は一応整理を終え、またこれ以上新たに付け加える見込みはないものと思われる。検地帳・地改帳類・名寄帳、その他開発・災害等によって新たな土地の丈量・確認がなされた際の基本的文書群である。

(2) 検地帳

慶長一四・五（一六〇九・一〇）年に幕府代官大久保長安によって美濃国一斉検地が行われた際の帳面が残されている。

○「濃州石津郡時村御繩打水帳」（慶長一四年九月・全二三冊）

時村は後の時郷（山上・堂上・上・中・細野・時山・下・打上の八カ村）である。時村の検地は、風祭太郎右衛門・小沢三五郎・田中惣右衛門により、九月一日より二七日までに行われている。また、高木三家の平兵衛貞盛（西家の祖）・藤兵衛貞友（東家の祖）・次郎兵衛貞俊（北家の祖）の知行地の区別なく検地していることが特徴である。

○「濃州石津郡内多良村御繩打水帳」（慶長一四年九月・全七冊うち一冊は「奉公人衆水帳」）

ここでいう多良村とは、平兵衛知行地とあるところから多良郷のうちの九カ村（禰宜・奥・宮・羽ヶ原・東山・北脇・淵之上・堂之上・岩須）を指すのであろう。この村は村上孫左衛門によって九月二一日～二三日に検地されている。

分類記号	分類項目名			整理番号	点数		
	大	中	小				
A	1	領地	知行地	土地台帳	1 ~ 364	435	
				高帳	1あ ~ 53	71	
				その他	1 ~ 51す	283	
			2	戸口	人別改帳	1 ~ 57	86
					宗門改帳	1 ~ 197	198
					宗門一札	1 ~ 90	1156
					人数増減	1 ~ 132	140
					五人組	1あ ~ 2	3
					送り状	1あ ~ 5	6
	B	支配	年貢	奉公人	1あ ~ 12	18	
				縁組願書	1 ~ 49う	92	
				その他	1 ~ 4	4	
				勘定目録	1 ~ 400い	1271	
				年貢関係願書	1 ~ 135	240	
F	家政	日記	その他	1 ~ 24	24		
			幕法	1 ~ 214	214		
			御用日記	1 ~ 326	326		
		書状	留守居方日記	1 ~ 58	58		
			台所方日記	1 ~ 30	30		
			その他	1 ~ 15	15		
			大老奉書	1 ~ 82	88		
			老中奉書	1 ~ 1265	1363		
			側用人奉書	1 ~ 21	21		
		規式	若年寄奉書	1 ~ 148	148		
			尾張藩家臣奉書	1 ~ 426	447		
家作	本願寺門跡書状	1 ~ 234	238				
	規式	1あ ~ 51	58				
	多良屋敷	1 ~ 103	186				
	江戸屋敷	1あ ~ 26	127				
仏事	調度品	1あ ~ 40	49				
	屋敷函	1あ ~ 31う	50				
	仏事	1 ~ 404	1492				
合計					8937		

「石津郡多良村之内奉公人衆水帳」（慶長一五年九月三日付）については原昭午氏によって紹介されている（「近世美濃における在地領主の家臣団形成について——交代寄合高木氏の奉公人——」『土地制度史学』一六号）。関連史料としては、寛文一一年九月二四日付「奉公人帳」がある。

(ロ) その他  
 「地改帳」類は土地の見分の際の案内帳・野帳・本帳などが揃っている。また荒蕪地改として「方帳」類もある。

「名寄帳」は系統的には保存されていないが、奥村については「奥村名寄帳」（慶安三年一〇月・二冊）、「奥村名寄控帳」（元禄一二年三月）、「奥村小分名寄帳」（同上）がある。

(2) 高帳

旗本文書という全体のなかで、知行高目録の性格で捉える必要があるので、ここに分類してある。

(イ) 知行高帳類

ここには、もちろん知行高帳、年貢の賦課をする土地の書出しである毛付高帳、国絵図の作製や朱印状下付のための下準備など幕府に対して提出した「郷村高帳」、同じく明治政府に対して提出した高帳類、そして注目すべきものとしては、借金の担保としての村高を書上げたものがある。最後の例は、村高・田畑等級・徳米・村方における土地売買の値段などが記されている。これを知行高帳類に含める所以は、一つは後の文書利用の観点からであるが、他の一つはこのような村借りが実際は領主のものとして行われていることによる。

(ロ) 各農民の持高書上げ

(ハ) 「潰家」の持高書上げ

没落農民の持高書上げ帳である。

(3) その他

(イ) 「上り地」「揚地」

「佐兵衛上り地一札」によれば、「右佐兵衛分上り地ニ御座候処、其元様へ被仰付候ニ付、佐兵衛引明ケ候御年貢残米七斗三升八合ニ夕御指上ケ被成候処実正也、然上ハ御年貢米諸役等御勤被成、永々其元様へ御作米可被成候、後々ニ至違乱之儀無御座候、為後日一札仍而如件」とある。これにより佐兵衛はその土地から「永々」引き離されることになり、その原因が年貢の「引明ケ」に未進にあることがわかる。また宝暦一二（一七六二）年三月付の「細野村揚地田畑改覚帳」によれば、清右衛門・藤八・兵右衛門の揚地元高計一九・六四石・新検高一・六四六石が五名の者に「作廻被仰付」れている。これにより、村高一七七名余の一〇%強が揚地になっていること、「作廻」を命ずるに当たって新たに検地をしていることがわかる。

すなわち、「上り地」「揚地」とは、少なくとも年貢未進を理由として、高木家に引きあげられた土地を指し、それにより未進者は耕作権を奪われ、その土地は新たに検地をした上で他の者に強制ないしは自発的に引継がれているのである。

標 題	年 月 日	作 成	宛 名	形 態	点 数
宮孫三郎揚田畑証文	元文二巳年二月	井口善大夫・宮村三郎平	宮村長兵衛	一紙	一通
上り地証文下書	元文五庚申年三月			一紙	三通
佐兵衛上り地一札	元文五庚申年三月	孫八・井口善大夫	小寺助右衛門	一紙	一通



左兵衛分上り地一札	元文五庚申年三月	下多良庄屋 孫八・井ノ口善太夫	谷畑村林八	原	一紙	一通
喜兵衛分友七分上り田畑一札	元文五庚申年三月	庄屋 孫八・井ノ口善太夫	和野八	原	一紙	一通
時堂上村半兵衛上り地同村市右衛門江被下候証文	宝曆九卯年八月			控	一紙	一通
細野村場地田畑改覚帳	宝曆一二壬午年三月			原	美横半	一冊
細野村場地田畑改帳	宝曆一二壬午年三月		三輪三郎左衛門	原	半縦	一冊
上り地覚	子年一二月二六日	細野村 孫兵衛		原	美横	一冊
上村宇平高上り田畑覚	申年一〇月二一日	細野村 円八		原	折紙	一通
細野村上り地覚	巳年二月二一日	細野村 孫兵衛		原	美横	一冊

(四) 願地

荒蕪地・未墾地の開発願が農民から出され、それに対して高木家は一定の歛下年期を与えて開発させ、年期明けに検地をしている。この開発地を西・北・東の高木三家では二対一対一に分轄して領有したもののようである。

標題	年月日	作成	宛名	形態	点数
時下村願地再改覚帳	安永三年九月	大嶽弥部右衛門・他六名		原	美横 一冊
長谷前より羽ヶ協迄願地御改反別覚帳	安永三年一〇月	時下村願主 藤内・奥右衛門・長太夫・五郎兵衛・幸右衛門他	役所役人中	原	美横 一冊

標題	年月日	作成	宛名	形態	点数
文系筋先年市郎兵衛願地起返場見分覚帳	安永六酉年一〇月一日			原	半縦 一冊
時郷花瀬・野保利・下々河原庄蔵願地絵図諸書付入	安永七戊戌年九月	西館		原	八冊 一九枚
時上村 西御屋敷分	宝曆八寅年一〇月			原	半横 一冊
のぼり・羽名瀬・下河原 開発ニ付定書及同請書				原	一紙 三通
のぼり・羽名瀬・下河原 願地発許可ニ付定書	宝曆八戌寅年一〇月	時上村・細野村村役人	松井周右衛門ほか八名	原	一紙 一通
のぼり他開発の定書ニ付請書	宝曆八戌寅年一〇月	庄蔵	三所役人中 (高木三家を不す)	原	一紙 一通
野ほり他起返シ場見取米上納ニ付請書	明和二酉年一月	花瀬庄蔵	三所役人中	原	一紙 一通
のぼり・羽名瀬・下河原 新古起返場ニ付請書	安永七戌年九月	願主庄蔵・細野村村役人	三所役人中	原	一紙 一通
のぼり・羽名瀬・下河原 新古起返場ニ付請書	安永七戌年九月	願主庄蔵・細野村村役人	三所役人中	原	一紙 一通
手馬放場・井林・被下置ニ付請書	安永七戌年九月	細野村・中村・上村村役人	三所役人中	原	一紙 一通
細野村庄蔵新田改覚帳	安永七戌年九月	庄蔵		原	半横 一冊
川除自普請ニ付請書	酉年八月一〇日	庄蔵		原	一紙 一通

野保利・とよめき・花瀬 開発畝歩・取米書上覚 はなせ見出し米〔書付〕	辰年一〇月	治助	原	半横	一册
登古田・とよめき 安永御改之節反畝割合	寅年一〇月		原	折紙	一通
下段西より 御三所方割合書付			原	折紙	一通
登り・とよめき・花瀬 御三所方割合覚			原	折紙	一通
当御館御分寄			原	折紙	一通
時郷・花瀬・のぼり・下々 川原 庄蔵願地絵図書付	明和二酉年一月		原	包紙	一枚
田畑書付			原	折紙	一通
〔たるだ・水落し・姥ヶ谷口〕 田畑書付			原	折紙	一通
田畑書付			原	折紙	一通
〔堅横間敷覚〕			原	折紙	一通
〔上村・下村〕 地位別畝歩高付書上			原	折紙	一通
〔絵〕			原	23.5 × 34	一枚

〔絵〕	文政三庚辰年一〇月	三和六左衛門 伊東幾右衛門	原	半横	一册
〔絵〕	文政三辰年一〇月		原	20 × 55	一枚
〔絵〕	文政三辰年一〇月		原	28 × 28	一枚
〔絵〕	文政三辰年一〇月		原	23.5 × 29.5	一枚
野保利・羽奈羽・とよめき 田畑并茅野林野方改割 台帳			原	折紙	一通
花瀬・野保利・下々河原 庄蔵願地起掃場再改見分帳 御三所方江茂平次上納 米之覚			原	折紙	一通
〔花瀬地割畝歩書上〕			原	折紙	一通
野保利・とよめき・花瀬 畝歩書上			原	折紙	一通
〔登り・とよめき・花瀬〕 御三所方割合之覚	辰年一〇月一三日		原	折紙	一通
〔田畑起方・野方・萱野〕 等反別上納米書上覚	丑年九月	羽名瀬庄蔵	原	折紙	一通
時郷下村山上村 願地河原地改一件袋	文化五戊辰年五月	領分方	原	折紙	一通
〔字長室前より羽ヶ脇迄開〕 発許可ニ付証文	宝曆九己卯年八月	三所役人	原	一紙	一通
		下村願主三人	原	一紙	一通

長谷前 <small>（羽ケ臨迄銘々割）</small> 合記返シニ付添証文	時下村願地再改御請証文	宇束田奥右衛門願地之内 自分控地越地ニ相成ルニ 付一札	川除引受普請并ニ川原起 返シ場村方一統・相統ニ付 一札	山上村願地川原田右近太 郎屋敷 下村願地川原田 細書付	下村・山上村願地場所地位 改野帳	時郷下村願地河原地改帳	願地河原ニ付 時郷下村 山上村江可相渡証文案紙	時下村之内字願地河原証 文	時山上村字願地河原証文
安永三甲午年九月	安永三甲午年九月	安永三甲午年九月	安永三年九月	文化三寅年一月 一八日	文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月
藤田蔀以下九名	時下村願主藤内・奥右衛 門・長太夫・村役人中	長屋村本人久太夫 同村庄屋 弥左衛門	時下村願主惣代久助・源 八、庄兵衛・藤内 庄屋 文右衛門	三輪喜兵衛・組頭三名	三輪友吉・三輪代大夫	三輪友吉・三輪代大夫・ 三 代右衛門・小 牧太 三 六左衛門	三輪友吉・三輪代大夫・ 三 代右衛門・小 牧太 三 六左衛門	三輪友吉・三輪代大夫・ 三 代右衛門・小 牧太 三 六左衛門	時郷山上村
時下村 藤内・奥 右衛門・長太夫	三所役人中	庄屋 文右衛門	役人中	願地河原地主藤内	願地河原地主藤内	願地河原地主藤内	願地河原地主藤内	願地河原地主藤内	願地河原地主藤内
控	原	原	原	原	原	原	原	原	控
一紙	一紙	一紙	一紙	半横	半横	半横	半横	半横	一紙
一通	一包紙共 一通	一通	一通	一册	一册	一册	一册	一册	一通

願地河原ニ付証文・請書	願地川原ニ付証文・請書	時郷下村山上村 願地河原地割墨引	下村願地絵図	下村前願地絵図	時下村之内字東田願証文	東田願地改メ	時郷山上村願地河原地改帳	下村・山上村 願地河原地改帳	時郷下村願地河原改帳	已改願地丑辰未改高
文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月	天保五甲午年一〇月	天保五甲午年一〇月	天保五甲午年一〇月	文化五戊辰年五月	文化五戊辰年五月	天保五年年一〇月	
藤内・時下村村役人	甚吉、時山上村村役人	輪友吉	輪友吉	三輪代大夫・三 輪友吉	森代助、三輪佐左衛門、 外三名	下村庄屋茂兵衛・池井孫 三郎・三輪喜兵衛	三輪友吉・三輪代大夫	見分出役 土屋敦馬・三和 六左衛門	森代助・三輪佐左衛門	
三輪代大夫・三 輪友吉	三輪代大夫・三 輪友吉	輪友吉	輪友吉	三輪代大夫・三 輪友吉	藤内	三所代官所	庄屋・百姓	庄屋 三輪喜兵衛	同 茂兵衛	同 池井孫三郎
原	原	原	原	原	原	原	控	原	原	原
一紙	一紙	一包紙共 一通	一包紙共 一通	一包紙共 一通	一紙	一紙	折紙	半横	半横	美縦
一通	一通	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一通	一通	一通	一通

(4) 人別改  
人別に把握できる文書  
○「時多良家付覚」(元和九年九月一九日付)

これは時・多良両郷について、屋敷持が書き上げてある。また牛馬の所有の有無、役人も記載されている。因に、役人は一例を除いて全て牛ないしは馬の所有者となっている。しかし、牛馬の所有者は必ずしも役人ではない。さらに特徴としては、一部に「奉公人」「うば」「きもいり」「ありき」「かち」「(誰某)あらしこ」「半人」「桶大工」「かわた」などの身分、職業を示すもの、「こしぬけ」「ちんは」「病者」などの疾病を示すもの、「おうし」(＝御師)「たうしやう」(＝道場)「寺」「寺ノ内者」などの宗教関係のもの、「こうらいもの」「あせち」「ちとり」「めとり」等々の肩書の記入があることである。

○元禄七年の家数改(四冊)

時・多良両郷の家数・高持無高の別・牛馬の所有の有無・役屋合計などがわかる。但し、役屋の構成については淵上村・東山村の「家並付之覚」以外は不明である。

○「墨色調帳」(万延元年九月・一〇冊)

この人別改は各自に署名させている点と足軽格・徒士格・庄屋などを別帳あつかいしている点に特徴がある。

㊦ トータルな把握のみ可能な文書

㊧ その他

長寿の者調査、極難波者調査などの文書がある。

(5) 宗門改帳

宗門改帳は次の表のごとく残されている。

	a	b	c	d	e	f		a	b	c	i	e	f
宝暦 元		○					天明 8		○		○	○	
		(打上村)					寛政 元				○	○	
2		○	○				2				○	○	
4		○					3	○			○	○	
7			○				4		○			○	
8			○				5				○	○	
13		○	○				6				○	○	
明和 元		○	○				7				○	○	
2	○		○				8				○		
3	○						9		○	○	○		
4	○		○				10				○		
5	○	○	○				11			○	○		
6	○	○					12				○		
7			○				享和 元				○		
安永 元	○	○	○				2				○		
2			○				3				○		
3	○	○	○				文化 元	○					
4		○					2				○		
5		○	○				3				○		
6		○			○		4	○			○		
7	○		○		○		5				○		
8			○		○		6	○					
9	○	○		○	○		7	○	○		○		
天明 元	○			○	○		8			○			
2			○	○			9				○		
3			○	○	○		10				○		
4		○		○	○		11		○	○	○		
5		○		○	○		12			○			
6		○	○		○		13				○		
7	○			○									

(次ページにつづく)

	時	多良
宝曆 2	[ 4 ]	
4		7 ( 4 )
6	[ 1 ]	
7		6 ( 4 )
8	[ 5 ] (1)	6 ( 4 )
13		6 ( 4 )
明和元	[10] (4)	6 ( 4 )
3		[ 4 ] ( 2 )
4	[ 2 ] (1)	[ 5 ] ( 4 )
7	[ 8 ] (3)	[ 5 ] ( 4 )
8	[ 9 ] (3)	[ 5 ] ( 4 )
安永 3		[ 5 ] ( 4 )
寛政 2		8 ( 4 )
4	[ 7 ] (3)	8 ( 4 )
5	[ 7 ] (3)	8 ( 4 )
6		8 ( 4 )
7		[ 9 ] ( 4 )
8		9 ( 4 )
9		10 ( 4 )
10		[11] ( 4 )
11	[ 9 ] (3)	[ 9 ] ( 4 )
12	[ 9 ] (3)	
文化 2	[ 9 ] (3)	
8		[ 9 ] ( 3 )
9		[ 8 ] ( 4 )
10	[10] (3)	
文政 2	[10] (4)	[ 8 ] ( 4 )
3	[10] (4)	9 ( 4 )
4		[ 3 ] ( 1 )
5	[10] (4)	
6		[ 8 ] ( 4 )
7	[ 9 ] (4)	[12] ( 4 )
8	[10] (4)	11 ( 4 )

(次ページにつづく)

(6) 宗門一札  
これは宗門改帳Ⅱ「惣帳」(記載される一軒一軒は「平家」と呼ばれる。)に対して、「一本紙」と呼ばれるものである。内容は二つに区別され、一つは宗門改帳の記載形式と全く同じで、単に家一軒分が一文書であつかわれている点異なるのみである、他の一つは寺院が自らの寺内の者を証明したものととなっている。特に前者についてみると、「一本紙」を許されるものは、もちろん身分は百姓であるが、「格式被下置御出入被仰付候者」たちで、それは少なくとも幕末には「御徒士並」「御徒士裕」「御徒士格」「名字帯刀御免」などと区別されているようである。表に現われるように、時代を降るごとに多くなっているのが特色である。

	a	b	c	d	e	f		a	b	c	d	e	f
文政 2		○					弘化 2	○	○	○	○		
3				○			3	②	○		○		○
4		○	○	○			4				○		○
5	○			○			嘉永 元			○	○		○
6		○	○	○			2	○	○		○		○
8		○					3	○		○			○
9				○			4						○
10			○				5				○		○
11		○		○			安政 元	○	○		○		○
12				○			2	○	○	○	○		○
天保 元			○	○			3			○			
2				○			4	○	○	○	○		
3		○					5	○	○	○	○		○
4	○						6				○		○
6				○			万延 元		○	○	○		○
7		○					文久 元				○		
10	○			○			3				○		
11				○			元治 元				○		
12		○		○			慶応 3				○		
14		○	○				計	28	38	36	60	17	12

- a 浄土真宗 時郷上村・堂上村・細野村・時山村
- b 浄土真宗 時郷下村・山上村・打上村
- c 浄土真宗 多良九カ村
- d 真言宗(数家族にすぎない)
- e 浄土宗(一名のみ)
- f 正林寺百姓(一家族のみ)

	時								多 良							
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	
元文 5									○	○	○	○	○	○	○	
寛保元									△	○	○	○	○	○	○	
延享 2					○											
3	△	△	△	△												
4					○				△	△	△	△	△	△	△	
寛延元	△	△	△	△	○											
2	△	△	△	△	③				△	△	△	△	△	△	△	
宝曆 4							○									
5					△	△	○									
6	△	△	△	△	△	△	○									
8					△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	
9	△	△	△	△	△	△	○	○								
10					△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	
11	△	△	△	△	△	△	○	○								
12	△	△	△	△			○	○	△	△	△	△	△	△	△	
13	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	
明和元	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	
2	△	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	
3	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	
4	△	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	△	△	△	△	
5	△	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	
6					○		○	○	△	△	△	△	△	△	△	

(付) 「御勘定目録」は年貢皆済目録である。その残存は表のごとくである。

(次ページにつづく)

(7) 人数増減帳  
 毎年宗門改の際、併せて作成される文書である。誕生・死亡・縁付・不縁による人の移動と増減を示す。但し、湖々の記載のみで全戸数の増減の集計はない。これにも「惣帳」の分と「一本紙」の分とがある。

(8) 奉公人  
 他所稼奉公人についてトータルに把握できる史料は、「他所奉公人覚」(時堂上村・宝曆一三年一二月)「他所奉公人覚」(時下村・山上村 宝曆一三年一二月)「他所稼奉公人一札」(北脇村・淵上村安永一〇年四月)、「他所奉公人御改帳」(時郷村々 安永一〇年四月)、「多良五ヶ村他所行年季奉公書上之覚」(文化一二年正月)、「奉公人御願并他所株願書付」(時郷村々 文化一二年正月)などである。これによれば、かなりの数の奉公人が出ており、その行先は近江、特に彦根が目立ち、京都・伊勢がこれに次いでいる。

(9) 勘定目録

	時	多良
文政 9		[14] (4)
10		[14] (4)
11	[ 9] (4)	[16] (4)
12	[ 8] (4)	[16] (4)
天保元		[18] (4)
2		[17] (4)
4		[19] (3)
5	[13] (4)	
6		20 (4)
8	26 (4)	[26] (4)
10	26 (4)	
12		[27] (4)
13	26 (4)	[27] (4)
14	[26] (4)	[26] (4)
弘化 2	[25] (4)	[25] (4)
3	24 (4)	[16] (4)
4	[23] (4)	[21] (3)
嘉永元		[24] (4)
安政 2	[40] (6)	[39] (5)
4	[43] (6)	[37] (4)
5	[43] (5)	[40] (5)
万延元		[42] (4)
文久 2		[ 3]
明治元		[ 1]

[ ]は残存数  
 ( )は寺院

	時								多 良							
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	
寛政 8					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9						○			○	○	○	○	○	○	○	
10					○				○	○	○	○	○	○	○	
11	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
享和元	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	△	△	△	△	○	○	○									
文化元	△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	△	△	△	△	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6					○											
7	△	△	△	△	○	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	②				○	○	○	○								
9					○											
10	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12					○											
13									○	○	○	○	○	○	○	
14					○								○	○		
文政元	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(次ページにつづく)

	時								多 良							
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	
明和 7					○					△	△	△	△	△	△	△
8	△	△	△	△	○	○	○	○		△	△	△	△	△	△	△
安永 2					○											
3	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4											○					
5	△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
8	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天明元					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
寛政 3	△	△	△	△	○	○	○									○
4	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(次ページにつづく)

	時								多 良							
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	
弘化 3	△	△	△	△	○	○	○	○								
4	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
嘉永元	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	○	○	○	○	○	㊦	○	
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
安政元	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2									○	○	○	○	○	○	○	
3		○	○	○	○	○	○	○								
4	○	○		○		○			○	㊦	○	○	○	○	○	
5	○	○	○	○	○	○	○	○	㊦	○	○	㊦	㊦	㊦	㊦	
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
万延元	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	㊦	○	○	○	○	
文久元	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
2									○	○	○	○	○	○	○	
3	○	㊦	㊦	㊦	○	○	○	○	㊦	○	○	○	○	○	○	
元治元	㊦	㊦	㊦	㊦	○	○	㊦	㊦								
慶応元					○				○	○	○	○	○	○	○	
2									○	○	○			○	○	
3	○				○	○	○	○				○	○	○	○	
明治元	㊦	○	㊦	㊦	○	㊦	○	○			○					
2	○	㊦	○		○	㊦	㊦	○				㊦				

	時								多 良							
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	
文政 3									○	○	○	○	○	○	○	
4	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6						○			○	○	○	○	○	○	○	
7										○	○		○			
8						○	○	○	○	○	○			○		
10									○	○			○	○		
12									○	○	○	○	○	○	○	
天保元	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	△	△	△	△	○	○	○	○			○			○	○	
4	△	△	△	△	○	○	○	○								
5	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	△	△	△	△	○	○	○	○	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	
13	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
弘化元	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2									○	○	○	○	○	○	○	



a 堂上村、b 中村、c 細野村、d 上村、e 下村、f 山上村、g 時山村、h 打上村、i 彌宜村、j 興村、k 宮・羽ヶ原村、l 東山村、m 北脇・淵ノ上村（下多良村）、n 堂ノ上村、o 岩須村  
 △―△―△：：一帳に記載されている。①：：同じものが二冊ある。②：：北脇村分のみある。

(四) 一七世紀後半―一八世紀前半の年貢関係文書  
 勘定目録とは様式も内容も異なり、年貢收取過程自体の検討を要する。

例えば、承応三（一六五四）年八月付の三冊（貞右衛門分、太郎八分、又兵衛分）の「大吉萬福納帳」によれば、

「一、六月十七日 大麥 太郎兵衛請取 太郎八」

などである。納めている物は、米・麥・稗・たばこ・ごま・大豆・油荳・布・こんにゃく芋などで、主として米であるが、これらが納入された日付とともに順次記載されている。また、庄屋給・「太郎八ニ被下候」分・奉公人給分・屋敷地分・その他が米にて記し次がれ、最後に「是迄納」として石高で合計され、未進分が算出されている。以後は未進分の弁済があり、結局、皆済されている。年貢納入過程のどの段階の文書なのか、また太郎兵衛と太郎八等の関係・村との関係・領主との関係はどうか、は問題である。

この問題点は文書整理と直接的に関連してくるのであるが、現段階では文書の表紙に記載されている貞右衛門・太郎八などの人名は一応作成者の欄に記入しておいた。

標 題	年 月 日	作 成	宛 名	原	形態	点数
大吉萬福納帳	承応元辰年八月	佐右衛門		原	美縦	一冊
大吉萬福納帳	承応三年八月	貞右衛門		原	美縦	一冊
大吉萬福納帳	承応三年八月	太郎八		原	美縦	一冊
大吉萬福納帳	承応三年八月	久兵衛		原	美縦	一冊
大福納御年貢帳	明暦元未年八月	佐右衛門		原	美縦	一冊
大福納御年貢帳	明暦二申年八月	太郎八		原	美縦	一冊
大福納御年貢帳	明暦二申年九月	久兵衛		原	美縦	一冊
大福納御年貢帳	明暦三酉年二月	定右衛門		原	美縦	一冊
大福萬吉納帳	寛文元丑年八月	源太夫		原	美縦	一冊
大福萬吉納帳	寛文元丑年八月	定右衛門		原	美縦	一冊
勘定目録	寛文元丑年二月三日	市郎兵衛		原	一紙	一通
大吉萬福納帳	寛文二年八月	市郎兵衛		原	美縦	一冊
御知行御年貢納帳	寛文七未年八月	太郎八		原	美縦	一冊
御年貢納帳	寛文八申年八月	源太夫		原	美縦	一冊
御年貢納帳	寛文一〇戌年八月	貞右衛門		原	美縦	一冊
御知行方萬請取帳	寛文一〇戌年八月	源太夫		原	美縦	一冊
御知行方萬納帳	寛文一一亥年	下多良村善八		原	美縦	一冊
御知行方萬納帳	延宝元丑年二月三日	源太夫		原	美縦	一冊
御知行方萬納帳	延宝元丑年二月三日	奥右衛門		原	美縦	一冊

御知行方萬納帳	延宝元丑年二月十九日	善八	原	美縦	一冊
御知行方納帳	延宝二寅年二月三日	善八	原	美縦	一冊
御知行方納帳	延宝四辰年二月三日	善八	原	美縦	一冊
御知行方納帳	延宝四辰年二月三日	市藏	原	美縦	一冊
御知行方納帳	天和元辛酉年二月一日	長八	原	美縦	一冊
御知行方納帳	天和元酉年二月一日	清四郎	原	美縦	一冊
御知行方納帳	天和元酉年二月一日	清四郎	原	美縦	一冊
御知行方納帳	天和三亥年一月二日	太郎平	原	美縦	一冊
御知行方納帳	天和三年亥年一月二日	太郎平	原	美縦	一冊
御知行方納帳	天和三亥年一月二日	市郎左衛門	原	美縦	一冊
御知行方納帳	元禄元辰年二月二五日	勘兵衛、弁兵衛	原	美縦	一冊
御知行方萬納帳	元禄七戌年二月二八日	太郎平、長次郎	原	美縦	一冊
御知行方萬納帳	享保四寅年正月	土屋甚五兵衛	原	美縦	一冊
御知行方萬納帳	享保一〇巳年四月二七日	松井勝之右衛門	原	美縦	一冊
御知行方萬納帳	享保一六亥年二月	松井勝之右衛門 馬淵館右衛門	原	美縦	一冊

イ その他

その他米納取立に關する文書が種々存在する。なかでもグループをなしているものを上げてみよう。

○「米納帳」 文政期 明治元年 約三〇冊

村毎に倭詰めにした米を、(おそらく領主の庭前において)納めさせた際の文書である。これによると一日を午前と午後に分け、各一カ村づつ数日に亘って米の取立てを行っていることがわかる。

○「免定」 安永三・同五・寛政一一年 一三点

系統的には残されていない。文書の性格によって当然、写しが主体であるが、例外として「午之御取箇割付之事」(安永三年一月 多良村々)が原本で八通残されている。形式に特色は見られない。

○年貢未進關係

主なものは「時御未進名寄帳」(元禄一三年一〇月二八日)「多良未進方改帳」(享保九年閏四月)「享保十八年より元文三年迄未進覚」などである。

○年貢減免關係

土地台帳に分類した「引方帳」と内容的には同じになるが、「引方帳」が年貢を賦課しない土地の改めの文書であるのに対し、こちらは減免した年貢の書上げの文書である。

このグループの整理は完了していないが、整理済みのなかで最古のものは天和二(一六六二)年二月二一日付「先年より多良引帳」である。

(10) 年貢關係願書

年貢に關する願書及び請書である。その内容は多様であり、概括することさえ困難であるが、目立つものを上げるならば、年貢減免に關する願書と「御用捨」に対する請書である。

残存の仕方には注意すべき时期的偏りがある。すなわち、元禄一一（一六九八）年付を最初として、およそ一八世紀前半は極く少数（二一点）であるのに対し、一八世紀後半に含まれる文書群は約一二〇点と全体として中心的存在である。ところが化政期はスツポリと抜けている。そのあと天保初年付から明治初年付までが第三グループをなしている。このことは高木家文書としての集積とその残存・保存の歴史における一つの問題点であろう。

#### (1) 幕 法

この項には幕府が出した融書の留書が分類してある。正徳三（一七一三）年一〇月一七日付「御公義より出候御書付留帳」を最古のものとして、一七三〇年代から明治六（一八七三）年の「御布告留」に至るまでほぼ累年残されている。これらによって、旗本領に対する融の徹底の過程がわかる。老中よりの融書は大目付の手を経て、組単位に廻される。組がどのような編成原理を持っているかは今のところ詳らかにならない。ともあれ、高木家の場合、江戸留守居方がこれを請け、「御用状」で在所へ送付される。在所では家老を経て、大目付・目付によって家臣たちへ、代官によって庄屋・組頭へと下達されていく。

#### (12) 御用日記

御用日記は寛延三（一七五〇）年から明治三（一八七〇）年まではほぼ完全に残っている。欠如の部分は次に記したところのみである。

宝暦五年五月二六日～同年六月一二日

同一年五月二六日～同年六月五日

同一年一月二〇日～同年一月二三日

同一年一月二六日～同年一月二三日

同一年一月一日～同年三月二四日

同一年一月一日～同年一月二九日

寛政八年八月一日～同年八月二九日

明治二年四月二六日～同年四月二九日

同年八月一七日～同年八月二九日

同年一月一日～同年一月二九日

同一年一月一日～同年四月二九日

同一年六月一日～同年一月二九日

保存状態は極めて悪く、大部分が固着して綿密な補修を必要とする。

#### (13) 留守居方日記

江戸（明治に入ってから京師）の留守居方の公用日記である。前の御用日記に比べて保存状態は良い。文化七（一八一〇）年から残されており、欠如部分は次のごとくである。

文化九年一月一日～同年一月二九日

同一年八月二六日～同年一月三〇日

文政元年一月一日～同年三月二九日

同一年一月一日～同年一月三〇日

同一年一月一日～同年一月三〇日

同六年五月二五日～同年十二月三〇日  
同八年一月一日～同年九月二九日  
同年十一月二日～同年十二月三〇日  
同九年一月一日～同一年二月二九日  
弘化四年一月一日～同年二月三〇日  
嘉永三年一月一日～同四年二月二九日  
安政五年九月九日～同年十二月三〇日  
慶応二年五月二一日～同年十二月三〇日  
明治元年一月一日～同年一月六日

(14) 書 状

現段階では、本願寺門跡の書状を除いては、公的性格を帯びた書状<sup>11</sup>奉書を整理した。これらの書状には年号・干支は記されていないので、先ず作成者の名前を手掛りとした。

幕閣については、大老・老中・側用人・若年寄の四小項目を作ったが、二つの問題が生ずる。一つは、これらの役職以外からの書状は存在しないかという点であり、他の一つは、同一人を一つの役職では括り切れないのではないかとすることである。前者については、かかる形式の文書が近世の武家文書において如何なる位置を占めているかという古文書学上の問題を含んでいる。安易には判断できないが、一六〇〇通余りのこの文書群には、上の四小項目で括ることができるような一定の傾向が窺われる。また、後者については、人的に言って大老<sup>12</sup>↓老中、老中<sup>13</sup>↓側用人に重複が予測されるかもしれないが、前の場合、具体的には酒

井忠續のもの七通（うち一通は確実に大老職にある時のもの）で、ごく少数である。また後の場合（一八九通）の重複の可能性についても、側用人の在任期間は、本多忠良（二二通）五年八月、坂倉勝清（一五通）七年六月、田沼意次（一四通）約四年六月、水野忠友（三四通）約四年八月、松平信明（三八通）二月、本多忠壽（二通）約二年、戸田氏政（二八通）七月、水野忠成（三六通）約六年と比較的短期間であることから見て、多くは老中の時のものではなからうか。ともあれ、以上の二つの問題点の上に立って、整理上の「前提」として、最終職歴で分類したことを提示しておく。各人の中における序列は宛名でのみ付いてあり、それ以上は任意となっている。ただし、若年寄連署の奉書は、連署という事実によって、それぞれの在職期間を重ね合わせることにより、幅を含んだ文書成立時期がわかるので、序列はそれによった。

さて内容上の問題に移っていこう。幕閣の奉書は内容的には差異は認められない。「書状令破見候」（若年寄の場合は「書状令拜見候」）で始まり、「恐々謹言」で結ばれるこの書状は、年頭・吉事・凶事・仏事等に際して、將軍家の御機嫌伺いに対する答礼状である。奉書は作成者の家臣の書状（例えば、「奉書可相渡候間、明日中、御一人御出候様、掃部頭申候以上」）によって呼出された高木家の家臣の手を経て高木氏に渡ったものである。

次に尾張藩の家臣奉書については、整理は作成者の五十音順、各人のなかでの宛名順という成立年代を無視した機械的な方法をしか執れなかった。内容はやはり、御機嫌伺いに対する答礼に尽きる。書状の一例をあげてみる。

御礼致洋見候、甚著之節、尾州様御勇建被成御座候、暑中為御伺御紙面之趣申上候心、入御念儀御満

足、思、召、候、此、旨、宜、申、進、候、様、ニ、与、之、御、事、御、座、候、恐、惶、謹、言、

六月十五日

遠山大膳景道

花押

高木修理様

傍点を付したところは、ほとんどに共通する常套句となっている。この文書から尾張藩主の命を奉じた家臣（身分・職掌は不明）の書状であることがわかる。しかし現在のところ尾張藩家臣についての関連調査不備のため、整理上も、文書の性格把握についても、この段階に留まらざるをえない。

最後に、本願寺（大谷派）門跡の書状について見る。

第一七代真如光性から第二一代赦如光勝までの書状が残されている。前と同様に年号、干支は記されていないので、作成・宛名で序列を付けた。内容的には、年賀状・その他の見舞状などの形式的なものである。